

写

27生産第2257号
27政統第359号
平成27年12月10日

地方農政局長 }
北海道知事 } 殿

(農林水産省※1) 生産局長
政策統括官

積雪及び寒害に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

気象庁発表の「エルニーニョ監視速報 (No. 279)」(平成27年12月10日)によると、現在、エルニーニョ現象は最盛期となっており、今後、春にかけてエルニーニョ現象が続く可能性が高いとされている。また、気象庁発表の「向こう3ヶ月の天候の見通し」(平成27年11月25日)においては、気温は北からの寒気の影響が小さく、東・西日本と沖縄・奄美では高い、北日本の気温及び北日本日本海側の降雪量はほぼ平年並の見込みとされている。

過去にエルニーニョ現象が発生し、冬季の気温が高くなった年であっても地域によっては大雪に見舞われた年があり、また、先月、札幌市では11月としては記録的な大雪が降っていることから、今後、本格的な降積雪期を迎えるにあたり、積雪及び寒害に対して油断なく警戒することが重要であると考えられる。

積雪及び寒害に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導については、「農業技術の基本指針(平成27年改定)」(平成27年3月30日農林水産省ホームページ公表(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/sisin27.html))を踏まえ、作業者の安全確保を最優先に、特に永年性作物である果樹、園芸用施設、育苗用施設及び畜産については、下記の事項に十分留意の上、適切な対応が行われるよう、〔貴局管内の各県に対し、*2〕技術指導の徹底を図りたい。

- 施行注意：1 *1は、地方農政局長宛ては除く
2 *2は、北海道知事宛ては記載しない、関東農政局長宛ては「各都県」、近畿農政局長宛ては「各府県」とする。

記

【共通事項】

降雪時の農地・農業用施設の見回りは、気象情報を十分に確認するとともに、次の点に留意しつつ、人命最優先を旨として対策の徹底を図る。

- 1 見回りをする際には一人では行かない。
- 2 すべりにくい靴を履く。
- 3 倒壊の恐れのある施設には近づかない。
- 4 ハウスの雪下ろし等を行う際には複数人で作業を行う。
- 5 大雪や吹雪等の悪天候時には、作業は行わない。

【果樹】

1 雪害対策

(1) 事前準備

積雪の多い地域においては、早期のせん定、支柱等による枝の補強、果樹棚の補強等に努める。特に幼木や改植後間もない若木については、結束して樹冠を縮める、支柱により接木部を補強する等の対応を講ずる。

積雪時の野そ被害を低減するため、樹幹へのプロテクター等の巻きつけ、忌避剤の塗布や散布、殺そ剤の投与等の対策に努める。

(2) 降雪・積雪中の対策

安全が確保できる範囲で、樹園地を見回り、除雪を行う。雪に埋まった枝は沈下しないうちに可能な限り掘り起こす。掘り起こしが困難な場合、スコップで雪に切れ目を入れたり、樹冠下の雪踏みを行う。

園芸用施設を使用している場合は、施設内の温度を高め、積雪の自然落下を促進するほか、ハウスの屋根の補強材や支柱等を設置する。また、安全が確保できる範囲で、屋根の雪下ろしや施設周辺の除雪を行う。

施設の破損、倒壊等が生じた場合には、安全に留意しつつ、早急に修復を行いハウス内の温度の確保に努める。

2 寒害対策

低温に弱いかんきつ類等の常緑果樹は、次の点に留意する。

- (1) 寒害の恐れがある場合は、寒冷紗や不織布等で被覆し、樹体が直接寒風にさらされることや樹体の凍結を防ぐ。特に幼木や改植後間もない若木は寒さに弱いため、コモや不織布等で樹体を保護する等の防寒対策に努める。

また、かん水が可能な場合は、土壌の過乾燥を防止するためのかん水を実施する。

- (2) 防風垣や防風網を設置している場合は、裾の部分を巻き上げ等を行い、冷気の停滞を防止する。また、敷わら栽培では、地表面での熱移動が妨げられるため、敷わらの全面被覆は避ける。

- (3) 今後、収穫・出荷期を迎える中晩柑等においては、異常低温が予想される前に収穫適期の果実を収穫する。また、寒害等によりヤケ、苦味、す上がり等の果皮・果肉障害が発生した場合には、出荷時にこれらの果実の混入防止に細心の注意を払う。
- (4) 冬期に開花から結実を迎えるびわについては、通常の袋掛けの上にアルミ蒸着袋を重ね掛けする等、幼果の保温対策に努める。

【園芸用施設】

平成27年1月から降雪や降雪後の降雨によりパイプハウスが倒壊する恐れがある場合（積雪荷重がおおむね20kg/m²を超えると予想される場合）には、気象庁からその旨の気象情報が発令されることとなった。

普段、積雪が少ない地域も含め、これらの気象情報を注視し、一般社団法人日本施設園芸協会作成の「平成26年2月の大雪被害における施設園芸の被害要因と対策指針」（<http://www.jgha.com/files/houkokusho/26/yuki.pdf> 以下、「指針」という。）を参考に、次の点を踏まえ、作業の安全確保と施設及び施設内作物の保護に万全を期されたい。

1 事前の対策

- (1) 谷樋など荷重が集中すると思われる部分を特に補強する
- (2) 基礎部が腐食している場合は、パイプの交換や補強資材により、強化を図る
- (3) 基礎の沈下を防ぐため、谷樋からのオーバーフロー防止対策を講ずる等、施設の保守管理と構造強化に努める。

2 降雪直前からの対策

指針のチェックリストを活用して、保守管理を確認するとともに、積雪前に内部被覆を開放して融雪対策に努める。

最新の気象情報による積雪深がハウスの耐雪強度を大きく上回る場合は、被覆資材を切断除去することで施設への積雪を防ぐ。

【育苗用施設】

降雪の多い地域にあっては、育苗用施設（特にパイプハウス）の積雪による破損や倒壊を防ぐため、次の点を踏まえ、施設の保護に万全を期されたい。

- 1 積雪により被害が予想される施設は、積雪前に施設のパイプを撤去する。その際、アーチパイプのみの解体・撤去によっても、被害の軽減が期待できることに留意する。
- 2 パイプの撤去が不可能な場合、積雪深がパイプハウスの肩部を超えると被害が多くなることから、作業の安全を確保した上で、除雪等を適宜実施する。

【畜産】

1 寒冷対策

特に幼畜・幼雛について、適切な防風・保温に努めるとともに、呼吸器病の予防のため、適切な換気にも配慮する。

畜舎内やパドックが凍結した場合は、砂や融雪促進剤等の散布を行い、転倒等の予防に努める。

2 積雪対策

積雪による畜舎や家畜の事故防止を図るため、安全には十分に配慮した上で、早めの雪下ろし及び畜舎周辺の除雪に努め、水道管等の凍結防止措置を講ずる。